

葉泳会基金規程

制定 平成26年11月21日

(設立の経緯及び目的)

第1条 この規程は、逝去された葉泳会会員のご遺族から多額の寄附があったことを契機に、寄託金を基金として運用し、葉泳会会員相互の親睦を図るとともに母校千葉大学体育会水泳部の通常援助費の補助的支援をするために制定する。

2 葉泳会会計に基金会計を設置し、基金の名称を「葉泳会基金」とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 会費会計 葉泳会会費及び一般寄附金を原資とする会計
- (2) 基金会計 特別寄附金を原資とする会計

(基金の構成)

第3条 基金会計の収入は次のとおりとする

- (1) 寄附者が基金会計での活用を希望する寄附金
- (2) 会費会計からの繰入金
- (3) 葉泳会役員会（以下、「役員会」という。）の判断によって基金会計での活用が適当とされる収入

(基金の使途)

第4条 基金からの経費を支出するのは以下のとおりとする。

- (1) 水泳部の活動において、臨時的、突発的な事象に対応する場合
- (2) 水泳部の活動において、単年度の支出としては負担が大きい場合
- (3) その他基金設置の趣旨に合致するとみなせる場合

2 基金からの経費の支出は役員会の承認を必要とする。

(監査)

第5条 会計は年度ごとに、施行内容及び残高等、基金の運用状況を整理し、監事による監査を受け総会に報告しなければならない。

(その他)

第6条 基金の運用手続きで疑義を生じた場合は、役員会の議により解決を図る。

(附則)

この規程は、平成26年11月21日から施行する。

※「葉泳会基金」は、2013年11月に逝去した多田昌弘氏（1970年卒）のご遺族から、故人が大切にしていた千葉大学水泳部の活動支援を目的に寄せられた寄託金をもとに設置したものです。